

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 10月 1日～令和 5年 9月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1: 育児休業等を取得しやすい、復帰しやすい環境の整備

<対策>

●令和2年10月～

- ・ 諸制度について、リーフレット等を作成し、十分な情報提供を行う。

●令和3年4月～

- ・ 育児休業中も社内報や園だより等を用いて、会社との情報共有を継続して行う。
- ・ 育児休業から復帰する前に、面談および打ち合わせを実施し、復帰後の働き方のイメージを社員が持てるよう支援する。

目標 2: 育児を行う従業員に対し、理解と協力が得られる風土・体制づくりのため
管理職を対象とした研修を実施する

<対策>

●令和2年10月～

取組計画の策定、研修内容の検討

●令和3年10月～

取組の実施